（特例一時金の支払）

**第十一条**　存続組合は、平成三十年改正法施行日の前日において、改正省令による改正前の第四条第三項の規定により特例遺族共済年金、特例遺族年金又は特例通算遺族年金（以下この項において「特例遺族共済年金等」という。）を受けるべき同順位の遺族のうちの一人が当該特例遺族共済年金等の請求及び受領についての代表者と定められ、存続組合に同順位の遺族全員の同意書が提出されているときは、その代表者に他の同順位者の特例遺族共済年金等に係る特例一時金を支払うものとする。

2　存続組合は、特例一時金受給権者が第八条第四項、第九条第二項及び前条の規定により提出すべき書類を提出しないときは、その提出があるまで、当該特例一時金受給権者に対して支給すべき特例一時金を支払わないことができる。

（削る）

ときにあっては戸籍抄本を添え、これを存続組合に提出しなければならない。ただし、特例年金給付受給権者が死亡したことにつき、存続組合が機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、死亡を証する書面を添付することを要しない。

一　届出人の住所、氏名及び届出人と特例年金給付の受給権が消滅した者との続柄

二　特例年金給付の受給権が消滅した者の氏名、生年月日、その年金証書番号及び基礎年金番号

三　特例年金給付の受給権が消滅した年月日及びその事由

（特例年金給付の支払）

**第十三条**　（新設）

存続組合は、特例年金給付受給権者が第十条の二第四項及び第五項、第十条の三第二項及び第三項並びに第十一条の規定により提出すべき書類を提出しないときは、その提出があるまで、当該特例年金給付受給権者に対して指定日の属する月の翌月以降に支給すべき特例年金給付を支払わないことができる。

（併給の調整による特例年金給付の支給の停止の解除の申請）

**第十四条**　平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第二十三条の二第三項（平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する平成十三年統合法附則第十六条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法（以下この条及び第十六条第一項において単に「廃止前昭和六十年農林共済改正法」という。）附則第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により特例年金給付の支給の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を存続組合に提出しなければならない。

一　特例年金給付受給権者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　停止の解除を受けようとする特例年金給付の名称及びその年金証書番号

三　特例年金給付受給権者が受ける権利を有する年金（前号に掲げる特例年金給付を除く。）の名称並びにその年金証書の記号及び番号（当該年金について請求中である場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した年月日）

四　停止の解除を受けようとする特例年金給付について平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第二十三条の二第一項又は平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第一項若しくは第二項の規定により支給を停止すべき事由の生じた年月日

2　平成十三年統合法附則第二十五条第五項において準用する廃止前農林共済法第二十三条の二第六項（廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により前項の申請を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

一　前項第一号に掲げる事項

二　停止の解除の申請を撤回しようとする特例年金給付の名称及びその年金証書番号